

チョコレート利用食品の表示

(第9版)

チョコレート利用食品の表示に
関する公正競争規約とその解説

令和 5 年 9 月

全国チョコレート業公正取引協議会

目次

第1章 公正競争規約	1
1 規約の設定	1
2 規約認定の変遷	1
3 規約の効果	2
4 この規約の適用範囲	2
第2章 公正競争規約の目的	3
1 公正な表示ルール	3
(1) 不当な顧客の誘引の防止	3
(2) 一般消費者による自主的かつ合理的な選択	3
(3) 公正な競争の確保	3
2 この規約の4本の柱	3
第3章 定義	5
I チョコレート利用食品の定義	5
1 チョコレート利用食品とは	5
2 チョコレートスプレッドの定義	5
(1) チョコレートスプレッド・A	6
(2) チョコレートスプレッド・B	6
3 チョコレートシロップの定義	7
4 チョコレートフラワーペーストの定義	7
5 チョコレートコーティングの定義	8
6 チョコレートドリンクの定義	8
II チョコレート利用食品に使用される原材料	9
1 チョコレート類	9
(1) チョコレート類は必須原料	9
(2) チョコレート類とカカオ分	9
(3) カカオエキスパウダー	10
2 糖類	11
3 乳製品	11

4 カカオ分	12
Ⅲ 業務用	12
Ⅳ 事業者	12
Ⅴ 表示	13
第4章 必要な表示事項	15
Ⅰ チョコレート利用食品の表示の基本	15
Ⅱ 容器包装と表示	15
1 「必要な表示事項」を表示する容器包装	15
2 表示を必要としない容器包装	15
3 業者間取引の表示（参考）	16
4 見本等の容器包装の表示（参考）	16
Ⅲ チョコレート利用食品に必要とされる表示	17
Ⅳ 一括表示事項	20
1 種類別名称の表示	20
(1) 種類別名称と商品名	20
(2) チョコレート利用食品の種類別名称	20
2 原材料名の表示	21
(1) 使用重量の多いものの順に表示	22
(2) 原材料名	22
3 食品添加物の表示	25
(1) 食品添加物	25
(2) 複合原材料に使用されている添加物	26
(3) 食品添加物の表示方法	26
(4) 物質名に用途名を併記するもの	27
(5) 一括名により表示することができるもの	27
(6) 加工助剤	27
(7) キャリーオーバー	27
(8) アレルギー表示	27
4 原料原産地名の表示	28
5 内容量の表示	32
(1) 内容量の表示	32
(2) 表示の方法	33
(3) 表示量の誤差	33
6 消費期限又は賞味期限の表示	34

(1) 用語・定義.....	34
(2) 期限設定	35
(3) 表示の方法.....	35
7 保存方法の表示.....	36
(1) 保存方法の表示	36
(2) 表示の方法.....	36
(3) 開封後における保存方法.....	37
8 原産国名の表示.....	38
(1) 原産国名の表示が必要とされるもの	38
(2) チョコレート利用食品の「原産国」	38
(3) 国産品についての表示	38
9 事業者の氏名又は名称及び住所の表示	39
10 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	44
11 一括表示事項の様式.....	49
12 栄養成分の量及び熱量の表示	52
13 アレルギー物質を含む食品の表示	53
(1) アレルギー表示とは.....	53
(2) 特定原材料と特定原材料に準ずるもの	54
(3) 表示の方法.....	54
(4) 特定原材料等の有無の確認	55
(5) その他.....	55
14 L-フェニルアラニン化合物を含む旨の表示.....	56
15 栄養成分の表示（栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）を除く）	57
16 ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合）の表示.....	58
17 栄養成分の補給ができる旨の表示	58
18 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示	59
19 糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）を添加していない旨の表示	59
20 ナトリウム塩を添加していない旨の表示	59
21 栄養機能食品である旨の表示	59
22 特定保健用食品である旨の表示.....	60

23 機能性表示食品である旨の表示	60
V チョコレート利用食品である旨の表示	60
1 チョコレート利用食品の表示	60
2 楕円形の枠で囲む	61
3 主たる商品名を表示した面に表示する	61
4 文字の大きさ	61
5 「チョコレート」の文字だけを目立つようにしない	62
VI 業務用である旨の表示	62
1 業務用である旨の表示が必要なもの	62
2 文字の大きさ	63
VII チョコレートドリンクについての飲用上の注意表示	63
1 飲用上の注意の表示	64
2 希釈倍数の表示	64
3 その他の表示	64
VIII 表示の省略	64
IX 食品表示基準の一括表示様式の弾力化への対応	65
1 原材料名	66
2 内容量	66
X 分別回収のための識別回収マーク	67
1 表示対象となる容器包装	67
2 表示方法	67
(1) 表示場所	67
(2) 識別マーク	68
第5章 特定事項の表示基準	69
I 乳製品、ナッツ類、果物類等を表示する場合	69
1 乳製品、ナッツ類等を表示する場合	69
2 乳製品は、乳固形分 5%以上	69
3 ナッツ類は生ものの換算で 5%以上	70
4 果物類は生ものの換算で 5%以上	70
5 蜂蜜は 2%以上	70
6 コーヒーは生豆換算で 1.5%以上	70
7 はっか、香辛料、酒類等は風味を特徴づけるのに十分な量	71

8 果物類の香料使用の場合	71
9 その他の原材料は 5%以上	71
10 チョコレートドリンクについて、乳製品、ナッツ類、果物類等を表示する場合の特例	71
II 特定の原産地、有機農産物その他の使用した原材料が特色あるものである旨の表示	72
第 6 章 不当表示の禁止	75
I 不当な表示とは	75
1 食品についての不当な表示	75
2 なぜ規約を設定するのか	75
3 外国文字・絵等による表示も不当表示の対象になる	76
4 「著しく」、「優良である」と「誤認される」表示	76
5 表示しないことによる誤認	77
6 取引の相手方	78
7 不当表示の種類	78
(1) 優良に関する不当表示	78
(2) 有利に関する不当表示	78
(3) 信用に関する不当表示	78
II 「優良」に関する不当表示	79
1 チョコレート利用食品と誤認される又はチョコレート類と誤認されるような表示等	79
(1) チョコレート利用食品であると誤認されるおそれがある表示	79
(2) チョコレート類と誤認されるおそれがある表示	79
(3) 定義、規格に合致しない表示	80
2 果物類を使用しているかのような表示	80
3 純粋である旨、「無添加」等の表示	80
4 使用した可食物の質と量についての不当表示	81
(1) 可食物の質についての誤認	81
(2) 可食物の量についての誤認	81
(3) 実際よりも少ないように	81
5 賞、推奨についての表示	81
6 著名な団体等の購入・推奨についての表示	82
7 その他、実際のもの又は他の事業者に係るものよりも著しく優良であるかのような表示 ...	82
III 「有利」に関する不当表示	83
1 価格、取引条件、景品類についての不当表示	83
(1) 価格を表示する場合	83

(2) 不当な二重価格表示.....	83
(3) 取引条件	88
(4) 景品類の品質・内容.....	88
2 過大包装の禁止.....	88
(1) 適正包装の考え方	88
(2) 過大包装と過剰包装.....	89
IV 「信用」に関する不当表示.....	89
1 原産国の表示	89
2 中傷、誹謗と比較広告の表示	89
3 伝統、歴史、製造技術、販売量等についての表示	90
V その他.....	91
第7章 公正取引協議会の業務.....	92
＜参考資料＞	
チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約・施行規則.....	94
全国チョコレート業公正取引協議会の組織及び運営に関する規則	122
景品表示法による表示規制の概要	128
景品類提供に対する規制の概要.....	129
景品表示法違反行為に対する措置	130
不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件	131
景品類等の指定の告示の運用基準について	132
インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて.....	135
乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（抄）（昭和二十六年厚生省令第五十二号）	137